平成２５年（フ）第４号
新潟県佐渡市八幡1601番地１
債務者　本間　正則
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
新潟地方裁判所佐渡支部
平成２５年（フ）第２１１号
静岡県伊東市宇佐美612番地の19
債務者　木村　勝男
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２５年（フ）第７０号
北海道登別市常盤町４丁目18番地41
債務者　常野　裕二
１　決定年月日時　平成25年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２５年（フ）第７６号
北海道室蘭市白鳥台４丁目２番６―506号
債務者　對馬　寿二
１　決定年月日時　平成25年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２５年（フ）第１５７号
岩手県久慈市湊町第18地割13番地４　みなと団地２号棟24号
債務者　和野　純子
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２５年（フ）第４４号
福島県会津若松市中央３丁目１番22号　上野アパート101、前住所福島県会津若松市蚕養町６番30号
債務者　伊藤由紀子
１　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係
平成２５年（フ）第２４４号
神奈川県厚木市恩名１丁目17番28―305号、旧住所神奈川県厚木市恩名１丁目17番28―506号
債務者　深貝　　実
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２５年（フ）第２６５号
神奈川県小田原市久野624番地の１　グランディールワシオ105
債務者　田中　信博
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２５年（フ）第２８１号
神奈川県小田原市高田281番地の２　コンフォートＫＧ　Ｂ―202号
債務者　上石　愛美
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２５年（フ）第１８４号
愛知県稲沢市駅前２丁目28番23号　アムール金城202
債務者　塚本　正夫
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２５年（フ）第１９１号
愛知県一宮市更屋敷字南出13番地　ロイヤル一宮704号
債務者　川野　健吾
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２５年（フ）第５８７号
京都市中京区西ノ京馬代町21番地　ＬＡ　ＶＩＴＡ501、前住所京都市中京区西ノ京南円町19番地
債務者　吉崎　仁美（旧姓吉川）
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第４７号
兵庫県加東市新町222番地１　ユニオンコーポラス101号
債務者　若野　桐香（旧姓坂口）
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
神戸地方裁判所社支部
平成２５年（フ）第７０号
北海道苫小牧市宮前町３丁目１番38号　フォルトゥーナ205号
債務者　津久井佑二
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２５年（フ）第８号
岩手県遠野市松崎町白岩24地割64番地２　Ａ―５、旧住所岩手県遠野市松崎町白岩字畑中８番地１　ヒルズ・ビラＣ101号室
債務者　佐々木健司
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係
平成２５年（フ）第２９８号
仙台市泉区南光台東１丁目51番12号　メゾンルノール105
債務者　大場　　充
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２５年（フ）第３０１号
仙台市青葉区旭ケ丘４丁目16番５号　恵和荘202、従前の住所仙台市青葉区鷺ケ森２丁目８番10号　エコーハウス７
債務者　木村　直美
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係